



福岡県医第1407号(地)

平成26年 8月12日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

水痘及び高齢者肺炎球菌に関するQ&A等について

今般、別添のとおり、厚生労働省により本年10月1日より定期接種となる水痘及び高齢者肺炎球菌に関するQ&A及び水痘ワクチンに関するリーフレット(キョウコノワクチン)が作成された旨、日本医師会より連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願いいたします。

なお、Q&A及びリーフレットにつきましては、厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

記

(水痘ワクチンの定期接種Q&A)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou/varicella/index.html

(高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)の定期接種Q&A)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou/haienkyukin/index_1.html

(キョウコノワクチン#07 水痘(水ぼうそう)ワクチンのはなし)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou/keihatsu_tool/

(地Ⅲ103)

平成26年8月5日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

水痘及び高齢者肺炎球菌に関するQ&A等について

本年10月1日より定期接種となる水痘及び高齢者肺炎球菌ワクチンについて、今般、別添のQ&Aが厚生労働省により作成されました。また、予防接種法に基づく予防接種に関するリーフレット（キョウコノワクチン）について、水痘ワクチンのリーフレットが作成されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方につきましても、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



水痘ワクチンの定期接種 Q&A

Q1.

水痘とはどんな病気ですか？

A1.

水痘とは、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスというウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。空気感染、飛沫感染、接触感染により広がり、その潜伏期間は感染から2週間程度と言われています。発疹の発現する前から発熱が認められ、典型的な症例では、発疹は紅斑（皮膚の表面が赤くなること）から始まり、水疱、膿疱（粘度のある液体が含まれる水疱）を経て痂皮化（かさぶたになること）して治癒するとされています。一部は重症化し、近年の統計によれば、我が国では水痘は年間100万人程度が発症し、4,000人程度が入院、20人程度が死亡していると推定されています。

水痘は主に小児の病気ですが、9歳以下での発症が90%以上を占めるとされています。小児における重症化は、熱性痙攣、肺炎、気管支炎等の合併症によるものです。成人での水痘も稀に見られますが、成人に水痘が発症した場合、水痘そのものが重症化するリスクが高いと言われています。

Q2.

水痘をワクチンで予防することは可能ですか？

A2.

水痘にはワクチンがあり、現在国内では乾燥弱毒生水痘ワクチン（以下、水痘ワクチン）が用いられています。水痘ワクチンの1回の接種により重症の水痘をほぼ100%予防でき、2回の接種により軽症の水痘も含めてその発症を予防できると考えられています。

Q3.

水痘を対象とした定期接種はいつから開始されますか？

A3.

平成26年10月1日から開始されます。

Q4.

水痘の定期接種は何歳でどのように受けるのですか？

A4.

水痘ワクチンの定期接種は、生後 12 月から生後 36 月に至までの間にある方（1 歳の誕生日の前日から 3 歳の誕生日の前日までの方）を対象としています。

2 回の接種を行うことになっており、1 回目の接種は標準的には生後 12 月から生後 15 月までの間に行います。2 回目の接種は、1 回目の接種から 3 月以上経過してから行いますが、標準的には 1 回目接種後 6 月から 12 月まで経過した時期に行うこととなっています。

また、平成 26 年度に限り（平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）、生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至までの間にある方（3 歳の誕生日当日から 5 歳の誕生日の前日までの方）も定期接種の対象とすることとしています。この場合、1 回（この 1 回には、生後 36 月以前に接種したワクチンも含まれます。）水痘ワクチンを接種することとしております。

なお、これまで任意で接種された回数も考慮して接種回数が決まります（詳細は Q6.をご覧ください）。また、水痘を発症したことがある方はすでに免疫を持っているので、接種する必要はありません（詳細は Q7.をご覧ください）。

Q5.

なぜ 3 歳、4 歳の者（特例措置の対象者）は水痘ワクチンを一回しか受けなくていいのですか？

A5.

今回、生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある方への水痘の定期的予防接種を導入した場合、社会的に水痘の流行が減少することが期待されます。そうすると、水痘への自然暴露の機会が減少することにより、罹患歴がなく、かつ、ワクチンを接種していない方については、免疫を持たないまま成人へと成長するおそれがあります。成人は水痘の重症化リスクが比較的高いとされているため、このようなことは望ましくありません。

今回の特例措置は、罹患歴及び接種歴のない生後 36 月から生後 60 月に至るまでの間にある方（概ね 3 歳、4 歳の方）について、このようなリスクを減らすために実施するものです。Q2.の答でも書いた通り、水痘ワクチンは 1 回の接種により重症の水痘はほぼ 100% 予防できると考えられるため、特例措置の対象者については、1 回の接種をすることとしています。

Q6.

すでに水痘ワクチンを接種したことがありますが、定期接種はどのように受ければよいですか？

A6.

すでに任意接種として接種した水痘ワクチンについては、定期接種を受けたものとみなしてそれ以降の定期接種を受けていただくことになります。

具体的には、

・生後 12 月以降に 3 月以上の間隔をおいて 2 回接種を行っている方：

すでに定期接種は終了しているものとみなされ、定期接種の対象とはなりません。

・生後 12 月以降に 1 回の接種を行っている方：

1 回の定期接種を行っているものとみなされます。生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある（1 歳の誕生日の前日から 3 歳の誕生日の前日まで）場合は、過去の接種から 3 月以上の間隔をおいて一回の接種を行います。生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至までの間にある（3 歳の誕生日から 5 歳の誕生日の前日まで）場合は、定期接種を終了しているものとみなされ、定期接種の対象とはなりません。

・生後 12 月以降に 2 回接種を行っているが、その間隔が 3 月未満である方：

1 回の定期接種を行っているものとみなされます（3 月以上の間隔をおいていないため、2 回の定期接種を行っているものとはみなされません。）。生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある（1 歳の誕生日の前日から 3 歳の誕生日の前日まで）場合は、過去の 1 回目の接種から 3 月以上（2 回目の接種から 2 7 日以上）の間隔をおいて 1 回の接種を行います。生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至までの間にある（3 歳の誕生日から 5 歳の誕生日の前日まで）場合は、定期接種を終了しているものとみなされ、定期接種の対象とはなりません。

Q7.

すでに水痘にかかったことのある者は、水痘ワクチンの定期接種を受ける必要がありますか。

A7.

水痘にかかったことのある方は、水痘に対する免疫を獲得していると考えられ、基本的には水痘の定期接種の対象外となります。

Q8.

水痘ワクチンの接種対象年齢において、病気にかかって長く療養していたために、接種を受けられずに対象年齢が終わってしまった場合、どうすればいいですか。

A8.

接種対象年齢において、長期に渡り療養を必要とする病気にかかっていたために、定期接種を受けることができなかったと認められた場合、長期療養特例として定期接種を受けることができます（この場合、接種可能となった日から2年以内に接種を受ける必要があります。）。特例に該当するか否かについては、医学的な判断が必要です。詳細についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q9.

水痘ワクチンを接種することにより、どのような副反応の発生が想定されますか？

A9.

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状、急性血小板減少性紫斑病等があります。

その他、一定の頻度で見られるとして報告されている副反応については下記のとおりです。

- ・過敏症：接種直後から翌日に発疹、蕁麻疹、紅斑、そう痒、発熱等があらわれることがあります。
- ・全身症状：発熱、発疹が見られることがあります。一過性で通常、数日中に消失するとされています。
- ・局所症状：発赤、腫脹、硬結等があらわれることがあります。

Q10.

水痘ワクチンを必要な回数以上に間違って接種してしまいました。健康被害が発生する可能性はありますか？

A10.

水痘ワクチンの必要な回数以上の接種については、医学的知見が充実しているとは言えませんが、現時点では、特別な健康被害が発生するというような報告はありません。ただし、通常のワクチン接種による副反応と同等のリスクはあると考えられます。

Q11.

もし水痘ワクチンの定期接種により、重い副反応が起きてしまった時はどうすればいいですか？

A11.

定期接種を受けたことにより、健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度があります。詳細についてはお住まいの市町村にご相談ください。

Q12.

平成 26 年 10 月 1 日からの定期接種はどこで受けられますか？

A12.

定期接種の実施主体は市町村となります。お住まいの市町村にお問い合わせください。

高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチン（23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）の定期

接種 Q&A

Q1.

肺炎球菌感染症とはどんな病気ですか？

A1.

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約 3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

Q2.

肺炎球菌感染症をワクチンで予防することは可能ですか？

A2.

肺炎球菌には 93 種類の血清型があり、平成 26 年 10 月からの定期接種で使用される「ニューモバックス NP（23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」は、そのうちの 23 種類の血清型に効果があります。また、この 23 種類の血清型は成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約 7 割を占めるという研究結果があります。（病原微生物検出情報 IASR 「＜速報＞ 2013 年度の侵襲性肺炎球菌感染症の患者発生動向と成人患者由来の原因菌の血清型分布」を参照）

Q3.

高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種はいつから開始されますか？

A3.

平成 26 年 10 月 1 日から開始されます。

Q4.

高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種は何歳で受けられますか？

A4.

平成 26 年度（平成 27 年 3 月 31 日まで）は、平成 26 年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる方と 101 歳以上の方が定期接種の対象となります。また、60 歳から 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方も定期接種の対象となります。

平成 27 年度から平成 30 年度までは、該当する年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる方と、60 歳から 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方は定期接種の対象となります。

但し、すでに「ニューモバックス NP（23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を接種したことがある方は、対象とはなりません（Q6 参照）。

また、現時点では、定期の予防接種を受ける機会は、平成 30 年度までの該当する年齢となる年度のみとなります。

【平成 26 年度の定期接種の対象者】

1.

対象者	生年月日
65 歳となる方	昭和 24 年 4 月 2 日生 ～ 昭和 25 年 4 月 1 日生
70 歳となる方	昭和 19 年 4 月 2 日生 ～ 昭和 20 年 4 月 1 日生
75 歳となる方	昭和 14 年 4 月 2 日生 ～ 昭和 15 年 4 月 1 日生
80 歳となる方	昭和 9 年 4 月 2 日生 ～ 昭和 10 年 4 月 1 日生
85 歳となる方	昭和 4 年 4 月 2 日生 ～ 昭和 5 年 4 月 1 日生
90 歳となる方	大正 13 年 4 月 2 日生 ～ 大正 14 年 4 月 1 日生
95 歳となる方	大正 8 年 4 月 2 日生 ～ 大正 9 年 4 月 1 日生
100 歳となる方	大正 3 年 4 月 2 日生 ～ 大正 4 年 4 月 1 日生
101 歳以上の方	大正 3 年 4 月 1 日以前の生まれ

2. 60 歳から 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

Q5.

高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種で利用できるワクチンは何ですか？

A5.

「ニューモバックス NP（23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を 1 回接種します。

Q6.

既に「ニューモバックス NP（23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を接種したことがありますが、定期接種を受けられますか？

A6.

既に「ニューモバックス NP（23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を接種したことがある方は、定期接種の対象とはなりません。

Q7.

過去に肺炎になったり、肺炎球菌感染症にかかったりしたことがあるのですが、定期接種の対象者になりますか？

A7.

肺炎の原因は様々な原因でおこり、また肺炎球菌には多くの血清型がありますので、過去に肺炎や肺炎球菌感染症にかかっても、定期接種の対象になります。

Q8.

肺炎球菌ワクチンの接種対象年齢において、病気にかかって長く療養していたために、接種を受けられずに対象年齢が終わってしまった場合、どうすればいいですか。

A8.

接種対象年齢において、長期に渡り療養を必要とする病気にかかっていたために、定期接種を受けることができなかったと認められた場合、長期療養特例として定期接種を受けることができます（この場合、接種可能となった日から 1 年以内に接種を受ける必要があります。）。特例に該当するか否かについては、医学的な判断が必要です。詳細についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q9.

「ニューモバックス NP（23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を接種することにより、どのような副反応の発生が想定されますか？

A9.

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎様反応等が報告されています。その他、以下のような副反応の報告があります。

報告頻度	5%以上	1～5%	1%未満	頻度不明 注)
全身症状		倦怠感、違和感、悪寒、発熱	ほてり	無力症
筋・骨格系		筋肉痛		関節痛、 関節炎 CK(CPK)上昇
注射部位	疼痛、熱感、腫脹、発赤	硬結	掻痒感	可動性の低下
精神神経系		頭痛		感覚異常、熱性痙攣
呼吸器			咽頭炎、鼻炎	
消化器			悪心	嘔吐
血液				リンパ節症・リンパ節炎、 白血球数増加
皮膚			皮疹	蕁麻疹、多形紅斑
その他		ALT(GPT)上昇	腋窩痛	血清病、CRP 上昇

注) 自発報告あるいは海外において認められている

※ 新製剤及び旧製剤で認められた副反応を記載

Q10.

「ニューモバックス NP（23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」の接種歴があるのに、誤って再接種してしまいました。健康被害が発生する可能性はありますか？

A10.

過去5年以内に、「ニューモバックス NP（23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を接種されたことのある方が、再度接種された場合、注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が、初回接種よりも頻度が高く、程度が強く発現するとの報告がありますので、接種歴を必ず確認して接種を受けてください。

Q11.

もし肺炎球菌ワクチンの定期接種により、重い副反応が起きてしまった時はどうすればいいですか？

A11.

定期接種を受けたことにより、健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度があります。詳細についてはお住まいの市町村にご相談ください。

Q12.

新たに高齢者に使用することが承認された「プレベナー13（沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン）」は、定期接種として使用することができますか？

A12.

「プレベナー13（沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン）」は平成 26 年 6 月 20 日付けで、65 歳以上の者に対する肺炎球菌による感染症の予防の効能・効果が承認されました。「プレベナー13（沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン）」を定期接種に使用するかどうかについては、今後、ワクチンの有効性、安全性及び費用対効果等に関するデータの収集を行い、科学的知見に基づいて専門家による検討を行うこととしています。このため、定期接種が開始される 10 月 1 日時点では「プレベナー13（沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン）」を定期接種に使用することはできません。

Q13.

過去に「プレベナー13（沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン）」を接種したことがありますが、定期接種を受けられますか？

A13.

過去に「プレベナー13（沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン）」を接種したことがある場合でも、「ニューモバックス NP（23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を定期接種として受けることができます。

Q14.

平成 26 年 10 月 1 日からの高齢者の肺炎球菌の定期接種はどこで受けられますか。

A14.

定期接種の実施主体は市町村になります。お住まいの市町村にお問い合わせください。

もしも、のために知っていただきたいこと

- 定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要になったり、生活が不自由になったりしたとき(健康被害)は、法律に定められた救済制度(健康被害救済制度)があります。
- 制度の利用を申しこむときは、お住まいの市町村にご相談ください(制度を利用するためには、一定の条件があります)。

※詳細は、厚生労働省HPをごらんください。「予防接種 救済制度」で検索できます。

シリーズ の ご紹介

このリーフレットは、法律ですすめられている定期接種のうち水痘ワクチンを「きょう」接種するお子さんと、その保護者のみなさまのために、かならず知っておいていただきたい内容をまとめたものです。

そのほかの定期接種についてまとめたシリーズと、あわせてお読みください。



#03
DPT-IPV
ワクチンのはなし



#04
BCG
ワクチンのはなし



#05
MR
ワクチンのはなし



#06
日本脳炎
ワクチンのはなし



#07
水痘
ワクチンのはなし

各リーフレットは、厚生労働省HPおよび予防接種リサーチセンター HPからダウンロードできます。「予防接種 リーフレット」で検索できます。

くわしくは
「予防接種と子どもの健康」
(発行：公益財団法人予防接種リサーチセンター)

をごらん
ください。



医療機関名

きょう

きょう 予防接種をうける
お子さんと、保護者のみなさまへ

水痘(水ぼうそう)ワクチンのはなし

ノ ワ ク チ ン



#07

きょうの予防接種を安心してうけていただくために

#07 水痘ワクチンのはなし

水ぼうそうの
ワクチンも定期接種に
なったんだ!



水痘ワクチンって?

- ◆水痘は、ウイルスにふれたり、ウイルスを口や鼻などから吸いこんだりすることで感染する病気です。うつりやすい病気で、一人がかかると、家族やまわりの人たちに広がってしまうこともあります。
- ◆水痘にかかると、熱がでたり、なかに水が入ったぶつぶつができていきます。まれですが、重くなると命にかかわることもあります。
- ◆水痘ワクチンを接種することで、体のなかに水痘への抵抗力(免疫)ができます。
- ◆水痘ワクチンを1回接種すれば、水痘にかかることはあるものの重症になることはほとんどなくなり、2回接種すれば、水痘にかかることもほとんどなくなるといわれています。
- ◆このワクチンは1歳になってから接種し始めます。

○予防接種をうけても、お子さんの体質や体調によって完全な免疫ができないことがあります。

●小さなお子さんは動かないように、しっかりと抱っこしてあげてください。保護者のみなさまがリラックスすると、お子さんも安心します。

●注射で泣くお子さんは多いもの。大切な予防接種が苦手にならないように、がんばったことをほめてあげるなど、保護者のみなさまの工夫がカギです。

2

ワクチンを接種するときのポイント

3

接種後の注意

- 接種直後、30分くらいはすぐ対応してもらえるように、医療機関のなかでお子さんの様子をみてあげるか、すぐに医師と連絡がとれるようにしてください。この間に急な体の変化がおこることがあります。
- 帰宅後もはげしく体を動かすことはさげさせ、接種個所をきれいに保ってあげましょう。
- おふろには入れてもかまいませんが、接種個所をこすらないでください。

予防接種をうけたことは将来、その病気に対して免疫があることを示す大事な記録となります。母子健康手帳は大切にしておきましょう。

1

当日はココをチェック

- お子さんの体調はよいか、熱があったり、ふだんと変わったところはないか確認しましょう。
- 心配なことがあるときは、医師に相談しましょう。質問をメモしておく伝えやすくなります。
- 母子健康手帳はかならずもっていきましょう。



おこるかもしれない体の変化(副反応)

- ◆健康な子どもや大人では、ほとんど体の変化はみられませんが、ときに熱がでたり、ぶつぶつができたりします。
- ◆まれに接種個所が赤くなったり、はれたり、かたくなったりしますが、数日で消えます。
- ◆きわめてまれにアナフィラキシー¹⁾、血小板減少性紫斑病²⁾などの重い病気にかかることがあるともいわれています。

- 1) アナフィラキシー: 急激なアレルギーにより、じんましんができて呼吸が苦しくなったりします。
- 2) 血小板減少性紫斑病: かさぶたをつくる働き血小板の数が少なくなって、出血しやすくなってしまいます。皮膚の下で出血して青あざができて、歯ぐきから血がでたりします。

○予防接種をうけた後、気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師に相談してください。

